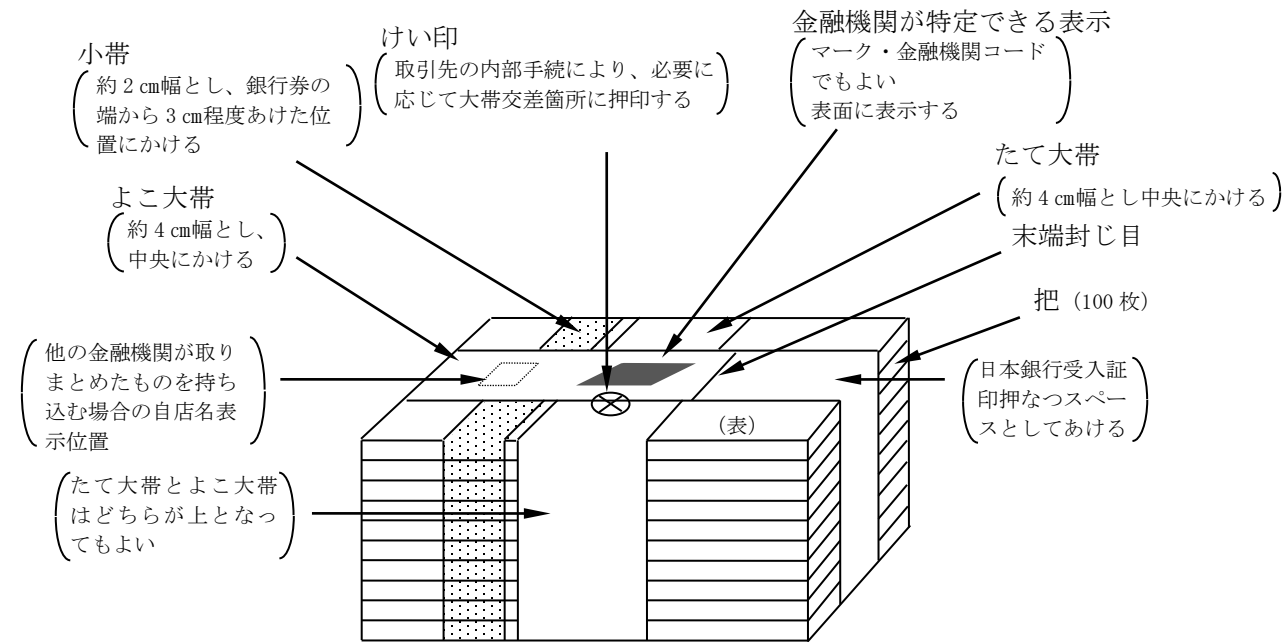


## 銀行券による当座勘定への入金時の当該銀行券の整理および施封の方法

(銀行券の整理および施封方法の概観)



## (1) 銀行券の整理

- ・ 定量束は、銀行券を100枚ずつ小帯で施封したうえ、その施封された100枚(把)を10取り纏めて大帯で施封することにより作成してください。
- ・ 銀行券は、券種別様式別に整理してください。
- ・ 新券については、赤丸券および損券をそれぞれ分別整理してください。旧券については、赤丸券を分別整理してください。
- ・ 銀行券は、肖像(肖像のない券種については肖像に相当する図柄。以下同じ。)がある面を表にし、折り込んだり、ずれ込んだりすることのないように揃えてください。
- ・ 小帯および大帯を接着する際には、銀行券または他の小帯もしくは大帯に接着剤がつかないようにし、また帯の末端部分が剥がれないようにしてください。特に、ヒートシールにより施封する場合には、銀行券等に小帯または大帯が接着しやすいので、機械施封部の温度設定に留意してください。
- ・ なお、取引先において破損した銀行券を貼り合わせる場合には、極力紙テープ等の粘着性の弱いテープを使用してください。

## (2) 小帯の施封

- ・ 小帯は、約2cm幅のものを使用し、銀行券の左端から約3cmあけた位置にかけるようにしてください。
- ・ 小帯を差し込む場所は、50枚目前後にしてください。
- ・ 小帯は、左上の記番号側から差し込むようにしてください。その際、極力差し込む小帯の先端が銀行券の中央部を超えないようにしてください。

## (3) 大帯の施封

- ・ 大帯は、約4cm幅の丈夫なものを使用し、たて帯、よこ帯とも銀行券の中央部に二重にきつく締めてください。ただし、ヒートシールにより施封する場合には、一重でも差支えありません。
- ・ 大帯を差し込む場所は、上から3～4把目としてください。
- ・ 定量束には、10把未満の把を大帯で施封した束を混入しないでください。
- ・ 赤丸券の束については、表面のよこ帯左端(小帯が施封されている側)に赤字で丸印等の表示を行ってください。丸印以外の表示を行う場合には、勘定店に予め表示方法を連絡してください。
- ・ 損券の束については、表面のよこ帯左端(小帯が施封されている側)に赤丸券の束に係る表示と異なる適宜の表示を行ってください。

## (4) 金融機関名等の表示

- ・ 小帯の施封者、施封年月日および施封店ならびに大帯の施封者および施封年月日の表示については、取引先の内部手続に従い取り扱って頂いて差支えありません。ただし、把の下部側面(銀行券の肖像を表にした時の下側の側面)には、黒色による表示を行わないでください。
- ・ 大帯には、表面中央部にはっきりと金融機関が特定できる表示を行ってください。この金融機関が特定できる表示は、金融機関名のほか、金融機関が識別できるマークまたは金融機関コードにより行うことができます。なお、代理人たる別法人が、取引先に代わり銀行券を持ち込む場合には、この金融機関が特定できる表示として、取引先が属する金融機関が特定できる表示に加え、当該別法人の名称および当該別法人が取引先の代理人であることを表示し

てください。

- 他の金融機関または日本銀行が施封した束については、大帯に表示されている他の金融機関が特定できる表示の上に「×」印を付したうえ、金融機関が特定できる表示をその左側に行うことにより、破封することなくその金融機関の束とすることができます。ただし、当該「×」印が既に2つ以上付されている束については、破封したうえ、改めて束として施封してください。
- 国立印刷局により施封された束については、大帯に金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の束とすることができます。ポリエチレン包装されている束については、表面に白紙を貼り、そこに金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の束とすることができます。ただし、印刷局封については、偽造防止の観点から、極力市中への支払に充てて頂きますようご協力をお願いします。

以 上